

事務連絡  
令和2年2月25日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の医療提供体制について

本日（2月25日）、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されました。

現時点では、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている一方で、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではないため、感染拡大防止策を徹底することで患者の増加スピードを可能な限り抑制するとともに、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たると示されております。

貴職におかれては、まずは、基本方針、特に医療提供体制についてまとめられた箇所の内容についてご了知の上、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、基本方針は、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものであり、医療提供体制については、まずは引き続き現在の対策を徹底して実施していく状況にあると承知しています。

その上で、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるにあたって具体的な内容として、必要な外来での対応や入院医療の提供体制の推計、整備、具体的な院内感染対策等については、別途ご連絡する予定です。

<参考>

○内閣官房ホームページ掲載「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」

<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/kihonhousin.pdf>